

「被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）」の構築 （中間まとめ）

令和 6 年 8 月 26 日

「被災地学び支援派遣等枠組み」検討会議

1. はじめに

令和6年1月1日に発生した能登半島地震において、石川県志賀町及び輪島市で震度7を記録した。北陸沿岸部では液状化現象により道路や水道管等に大きな被害がおよび、能登半島では幹線道路での地崩れや海岸隆起による港湾被害で孤立し大型支援に支障が出たことでライフラインの復旧に時間を要することとなった。石川県では学校における非構造部材の落下等の被害や避難所の開設、教職員等の被災等により、冬期休業明けの学校教育活動の再開に遅れが生じた。さらに、被害が特に大きかった奥能登地域のうち、輪島市や珠洲市、能登町において、生徒の学びの機会を確保するため、希望する中学生を県内の施設に集団避難させる対応が取られた。

文部科学省では、非常災害対策本部を設置し、被害情報を把握するとともに、政府現地対策本部に審議官等の職員を派遣し、石川県教育委員会や各府省庁のリエゾン職員等と連携し、日々、被災地で明らかとなる一つ一つの課題に対処した。さらに、1月16日には、文部科学省内に「被災地における就学機会の確保に関するプロジェクトチーム」を設置し、児童生徒の就学機会の確保に向けた被災地のニーズ・状況を把握しつつ、被災者に寄り添った支援へとつなげた。具体的には、集団避難先での学習や生活を確保するため、石川県教育委員会からの派遣要請を受け、学習指導や夜間の生活指導等を行う教職員を他地方公共団体等の協力を得て派遣するとともに、被災した学校施設の危険度を判定する応急危険度判定士を派遣する等、被災地の学びを継続するための支援を行った。

また、地方公共団体間の支援として宮城県、三重県、兵庫県、岡山県、熊本県が組織した学校支援チームにより被災した学校において学校再開に向けた支援や児童生徒等の心のケア等が行われた。1月5日から兵庫県の震災・学校支援チーム（EARTH）の先遣隊が珠洲市に派遣されるなど、早期から被災地の教育委員会や学校に入り、被災地のニーズや各学校の課題把握等が行われ、状況に応じた支援が実施された。

文部科学省においては、能登半島地震において前述のとおり対応してきたところであるが、被災地の状況やニーズの把握に時間を要するなど、課題も明らかとなった。特に前述の学校支援チームの迅速・機動的な取組み等と連携して文部科学省による支援等を行うなど、より機動的で、効果的に被災地の学校を支援できる広域的な枠組みを構築することの重要性を感じ、今回の検討の1つの契機となった。

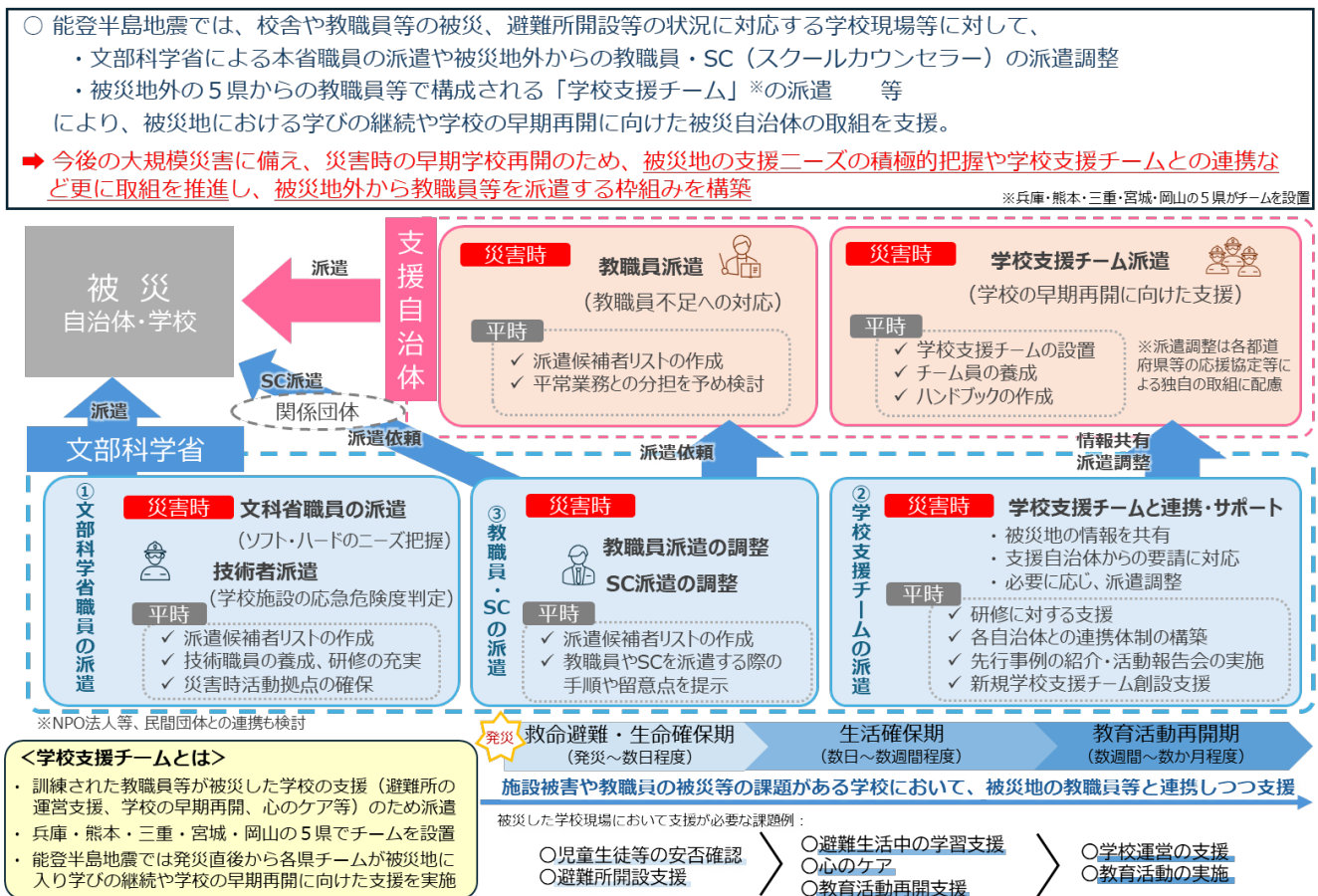
今後の大規模災害への備えとして、地方公共団体間の支援として行われた学校支援チームの取組みとの連携・協力を図ることを含め情報収集体制を強化し、被災地の子供たちの学びの継続や学校の再開に資する人材を派遣する枠組み（「被災地学び支援派遣等枠組み」（略称^{ディーエスト}D-EST：Disaster Education Support Team））を構築するため以下のとおり取組みを進める。

2. D-ESTの具体的構成

D-EST は以下の（１）から（３）に関する取組みを柱として進める。

- （１）文部科学省から被災地への職員派遣
- （２）被災地外から被災地への学校支援チームの派遣
- （３）文部科学省の調整による被災地外から被災地への応援教職員及びスクールカウンセラーの派遣

（１）から（３）の取組について、発災時に一体的な枠組みとして役割を果たすためには、以下のように平時からの取組を進めつつ、発災時に速やかに対応することが重要である。



（１）文部科学省から被災地への職員派遣

【能登半島地震における対応・課題】

（対応・実績）

文部科学省から政府現地対策本部にリエゾンを派遣し、石川県教育委員会と連携して被害状況及びニーズの把握を実施した。また、発災から４日後には、被災した学校施設の復旧支援のために技術職員を被災地へ派遣した。

※派遣実績：

１月２日に審議官級職員１名、施設系職員１名の計２名をリエゾン派遣。その後も６月２８日にかけて、延べ６０３人・日を派遣（６月２８日時点）。

１月５日に建築土木の専門家２名と文部科学省職員１名を派遣。

応急危険度判定を行うための調査団を１月１１日から２２日にかけて延べ５７人・日を派遣。石川県内の小中学校等５８校を調査。

一方、ソフト面も含めたきめ細かい支援を行うために必要な県立及び市町立学校の具体的なニーズを把握するため、発災２２日後からは、県教委経由の情報収集に加え、国の職員を市町に派遣した。

（課題）

国が積極的な支援を展開するに当たっては、都道府県教育委員会において整理・集約された域内のニーズを基に実施することが一般的であるものの、非常時には、国が市区町村教育委員会から直接ニーズを把握することが、迅速かつ効果的な支援の実現に資する場合がある。

大規模災害発生時に、都道府県及び市区町村の現場レベルの支援ニーズを発災後速やかに把握するためには、初等中等教育及び学校施設整備の行政経験を有する国の職員が速やかに現地入りすることが効果的である。また、派遣に当たって被災地に負担をかけないように、派遣職員の活動・生活の拠点についても安定的に確保することが必要である。

【今後の対応】

（発災時）

- ・ 大規模災害時には、被災地からの要請の確認を待たずに被災都道府県教育委員会への職員派遣に着手する。
- ・ 学校施設の復旧支援の担当職員と学校再開に向けた助言を担う職員をチームで派遣する。派遣された職員は、域内市区町村教育委員会への職員派遣や、域内の学校現場における人的支援・施設復旧支援の必要性を積極的に確認する。併せて、県立学校や域内市区町村からのニーズ集約と庁内外の関係機関との連携体制の確保、人材派遣を含む支援受け入れ体制の確保、学校再開に向けた調整などの観点における国と都道府県教育委員会の連絡調整業務等を支援する。

- ・ 被災地における技術者の不足等により学校施設の使用可否が判断できない場合には、文教施設応急危険度判定のために、文部科学省から職員を派遣することが可能である旨を被災都道府県教育委員会へ伝達し、要請に基づき速やかに派遣する。

(平時)

- ・ 発災直後から円滑に職員が派遣できる体制を構築しておくため、派遣候補職員の名簿を予め作成する。
- ・ 派遣職員が円滑に活動できるよう、早期の学校再開や積極的な支援の提供に向けて重要となるチェックポイント等を整理するとともに、職員向けの研修会を定期開催し、研修修了者を名簿に登録する¹。
- ・ 派遣候補職員が所属する局課においては当該職員が派遣される際における平常業務の分担などを予め検討しておき、派遣職員の選定に時間を要することがないようにする。
- ・ より広範囲の大規模災害発生を想定し、文教施設応急危険度判定士の養成を更に進めるとともに、迅速な派遣に向けて全国の関係機関と連携した体制整備を検討する。
- ・ 活動の拠点となり得る施設について、平時から関係機関と調整しておく。

※ 都道府県教育委員会における受入れ環境が整う前から近隣地域に国の活動拠点を確保するための方策、私立学校に係るニーズ把握の在り方、職員向けの研修内容等については、引き続き検討。

加えて、文部科学省の職員のうち、教員免許を持ち指導経験のある職員については、被災地のニーズに応じて（３）の派遣とも連携しつつ学校現場等にも派遣できるよう、名簿を作成しておく。特に、各地方公共団体から行政研修で文部科学省に来ている職員についても名簿登録の対象とし、行政研修の受入れの段階から、「発災時には被災地への派遣もあり得る」旨、事前に研修生派遣元の地方公共団体の了解を得ておく。

¹ 研修を修了した者も情報更新のため、研修を定期的に受講することを必要とする。

(2) 被災地外から被災地への学校支援チームの派遣

【能登半島地震対応における対応・課題】

(対応・実績)

令和6年8月時点で5つの県²において、災害時における学校支援チームが組織されている。令和6年能登半島地震ではこれらのチームの派遣が自主的に行われ、学校再開に向けた支援などが行われた。

(課題)

各県の学校支援チームの活動に関連して、それらの活動を通じて把握された現場のニーズを国の支援策につなげていく展開は十分になされておらず、文部科学省において学校支援チームとの連携体制等が整理されていなかった点が課題として挙げられる。

また、より広範囲の大規模災害に備え、各地方公共団体への学校支援チームの横展開が望まれる。チームの派遣は各地方公共団体の自主的判断で行われるものであるが、状況に応じた派遣調整などのスキームを文部科学省が整理することでチームのより円滑な活動を確保できる可能性がある。

【学校支援チームの在り方・役割（案）】

- ・ 学校支援チームは、主に被災都道府県だけでは対応できない規模の広域災害（都道府県内の広い範囲が被災）を念頭に、被災地方公共団体からの要請に基づき、被災地の学校等に派遣される教職員等のチームである。チーム編成は、教師の働き方改革にも留意しつつ、教員だけでなく教育委員会の職員等を構成員とすることも含め検討されるものである。なお、派遣される教職員等は、事前に被災地の学校が抱える課題への対応方策等について研修等を受けることが望ましい。
- ・ 学校支援チームは被災都道府県内の学校又は被災市区町村教育委員会に派遣されることが想定される。避難所が開設されている学校等に派遣された学校支援チームは、学校再開に向けてのロードマップ作りなど各校長のマネジメント支援や、学校の早期再開に向けた環境整備等の具体的な支援に当たり、被災市区町村教育委員会に派遣された学校支援チームは教育委員会のマネジメント支援に当たることが想定される。

【今後の対応】

(普及啓発)

学校支援チームの組織及び派遣は引き続き各地方公共団体の自主的な判断によるものであるが、未設置の地方公共団体への横展開を図るため先行している取組事例を整理し全国に周知啓発する。また、発災時における基本的な位置づけ及び期待される役割を整理す

² 兵庫県、熊本県、宮城県、三重県、岡山県（発足年順）。

る。(学校支援チームの役割として、チーム設置地方公共団体内における活動も想定されるが、ここでは広域災害における他地方公共団体への派遣に限り整理する。)

未設置の地方公共団体への横展開に当たっては、例えば域内における平時の防災教育の推進や域内で局地災害が発生した際の貢献が期待できることや、他の地方公共団体から支援を受け入れる際に円滑な受け入れが可能になることなど、チームを組織する意義や効果を含めて周知する。

(学校支援チームの横展開)

先行して学校支援チームを設置している地方公共団体と連携し、その知見を他の地方公共団体に展開しながら、各地方公共団体における支援チーム設置を促していく。この際、全国的な展開を早期に進めるためには、新たに学校支援チームの立ち上げを検討している地方公共団体に対する積極的な支援が必要である。

(連携体制の構築)

文部科学省及び学校支援チームを組織する地方公共団体間でネットワークを構築し、平時からの交流や知見の提供等を行うことで、活動の更なる高度化を図る。

(発災時の派遣に向けた取組)

発災時に学校支援チームが円滑に活動を行うため、文部科学省と地方公共団体との間において、以下のような対応を行う。

- ・ チーム設置地方公共団体の派遣判断等の参考となるように、各チームの活動状況や被災地で確認されたニーズ等の情報を、文部科学省とチーム設置地方公共団体との間で共有できる連携体制を構築する。
- ・ また、文部科学省において、派遣調整等を行う場合の手続きの流れを整理する。派遣要請は域内被災市区町村のニーズを集約して被災都道府県が行うことが原則として想定されるが、災害の状況などを踏まえ、被災市区町村が直接被災地外地方公共団体に対して派遣要請を行うことや、チームを設置する地方公共団体から派遣の必要性を積極的に被災地方公共団体に確認することは妨げない。知事会や広域連合等の団体により対口支援先が定められた場合には被災市区町村とチームを設置する地方公共団体が直接やりとりすることも想定されるため、各地方公共団体の主体的な取組みの支障にならないよう留意する。
- ・ 学校現場に派遣された教職員が円滑に活動できるように、学校現場に派遣された教職員の指揮命令系統の在り方や活動内容、活動に伴う費用負担の在り方について整理し、全国に周知する。

- ※ 発災時の派遣調整方法、学校現場に派遣された教職員等の指揮命令系統の在り方や活動内容、活動に伴う費用負担の在り方、国の支援の在り方については、関係省庁と連携しつつ必要に応じて関係団体と協議を行い、引き続き検討。
- ※ 被災地を支援するその他の自主的な取組として、NPO 等による活動が挙げられる。特に学校再開までの期間、被災した学校の教職員は学校再開に向けて注力することになることから、児童生徒の学習支援などの支援が期待される。発災時に NPO 等と円滑に連携できるよう、関係省庁とも意見交換を行いながら、平時における対応を整理。

(3) 文部科学省の調整による被災地外から被災地への応援教職員及びスクールカウンセラーの派遣

【能登半島地震対応における対応・課題】

<教職員の派遣>

(対応・実績)

能登半島地震においては石川県内の中学生が二次避難を行ったことから、県教育委員会から文部科学省に対して教職員派遣の依頼が行われた。文部科学省から全国の都道府県・指定都市教育委員会に派遣依頼を発出し、マッチングを実施したうえで、教職員の派遣を実施した。

※派遣実績

1月26日から3月22日まで、延べ55都道府県市1独立行政法人290名(文部科学省職員を含む)。

(課題)

- ・ 被災した県教育委員会を通じた被災市町からのニーズ集約及び派遣先の状況把握が困難な場面があった。
- ・ 文部科学省による調整で具体的な派遣者マッチングまで行ったのは初めてであり、かつ、現地の移動手段・宿泊先の確保等にハードルがあったため、その調整に非常に手間がかかった。
- ・ 受入れ先における派遣教職員の活動にかかる指揮命令システムの構築に関しては、被災現地の教職員も被災者であり、かつ被災現地は混乱状態であることを踏まえる必要がある。また、派遣された教職員と受け入れ先の現地教職員との役割分担を明確にした上で、双方が共通認識を持った上で業務に当たることが望ましい。

<スクールカウンセラーの派遣>

(対応・実績)

スクールカウンセラー(以下「SC」という。)の派遣については従来の災害においても関係団体と連携して対応を行ってきたが、能登半島地震では被災した県教育委員会におけるニーズの集約が困難であったこと等から、発災当初は文部科学省がSCの派遣調整を担った。

※派遣実績

1月26日以降、22都道府県から約120名を派遣(5月31日時点)。

(課題)

- ・ 被災した県教育委員会での派遣ニーズ集約が困難であり、市町教育委員会のニーズを正確に把握することが難しかった。
- ・ 県教育委員会との役割分担に曖昧さが残り、指揮系統が不明瞭であった。

- ・ 県外から派遣されている SC、県内の SC 等が存在するなか、役割分担や引継ぎ、情報共有等の調整が不十分であった。
- ・ 派遣先における活動指針や情報共有の在り方が整理できておらず、発災当初、混乱が生じた。

【今後の対応】

（教職員の派遣）

発災時における応援教職員の派遣については、被災都道府県教育委員会から文部科学省への要請があった場合に、文部科学省が被災地外の地方公共団体と調整し、派遣するものと想定し、調整の手順は事前に整理の上、明示しておき、調整相手となる都道府県と認識の共有を図り発災後の調整にかかる負担を軽減する。派遣された教職員が行うことが想定される業務、指揮命令系統について、予め想定されるパターンを明示しておくことも考えられる。その場合、被災現地の教職員も被災者であること、被災現地は混乱状態であることや、派遣された教職員と受け入れ先の現地教職員との役割分担を明確にした上で双方が共通認識を持ちつつ業務に当たることが望ましいこと等も踏まえ、平時からの整理・周知を実施する。被災都道府県教育委員会からの要請内容によっては、（２）で述べた学校支援チーム同様、各校長のマネジメント支援や学校再開に向けた具体的な支援に当たることとも想定され得る。

大規模災害の場合、被災都道府県から文部科学省への要請が遅れる可能性があることから、文部科学省は要請を待たずに被災地外の地方公共団体に対して派遣に向けた調整を開始することを検討する。このため、文部科学省においては、災害規模や状況に応じた対応方法を整理しておくことが想定される。被災地のニーズの吸い上げ派遣の具体的な調整に当たっては、（２）で述べた被災地のニーズ等の情報を地方公共団体間で直接共有できるネットワークの活用が考えられる。

平時においては、各都道府県において、被災現地や文部科学省から応援教職員派遣の調整依頼があった際に速やかに対応できる体制が整えられていること、応援教職員が派遣先において円滑な活動ができるための共通認識が図られていることが重要になる。前者に関しては、各都道府県において派遣候補者名簿を整えておくよう文部科学省から依頼することが考えられる³。名簿掲載教職員については、以下で述べる災害対応に関する一定の研修の受講者等を登録し、広く候補者を確保することが考えられる。発災時に派遣先で核となって活動する派遣候補者を育成・確保できるような方策として、例えば、名簿作成の際に候補者の防災対応経験等に応じて、実際の被災地で想定される役割ごと（リーダー候補者/未経験者、等）に名簿を作成するといった方策も含めて検討する。

³ 名簿掲載教職員が所属する組織（教育委員会、学校など）において、当該教職員が派遣される際における平常業務の分担などを予め検討しておき、派遣教員の選定に時間を要することがないようにすることが望ましい。

後者に関しては、学校現場に派遣された教職員の指揮命令系統の在り方や活動内容について予め標準を示しておくことが考えられる。

活動に伴う費用負担の在り方や応援教職員の身分などの法的観点について整理の上、明示しておくことも想定される。

(派遣教職員の支援・研修)

発災時に円滑かつ迅速な派遣を実現するため、予め、都道府県教育委員会において、派遣候補者となる教職員に対する研修を実施し、必要な知見を習得した人材を確保しておくことが重要になる。文部科学省として、教職員への研修への支援の在り方を検討する。この際、先行して学校支援チームを設置している地方公共団体と連携し、その知見を他の地方公共団体に展開することも考えられる。地方公共団体内で研修修了者が増加することで、当該地方公共団体において新たに支援チームを組織する動きにも繋がりがうることが期待される。

(SC の派遣)

発災時における SC の派遣については、被災都道府県教育委員会からの域内の SC の不足状況等を踏まえた要請に基づき、文部科学省と関係団体が連携し、被災都道府県以外からの SC の派遣を想定し、事前に調整の手順を整理の上、すべての都道府県教育委員会に明示しておくことで、認識の共有を図り、発災後の調整にかかる負担を軽減することを検討する。なお、派遣された SC は、派遣先の都道府県教育委員会の指示の下、児童生徒の心のケア等に従事することを基本とする。

大規模災害の場合、被災都道府県から文部科学省への要請が遅れる可能性があることから、文部科学省と関係団体において、要請を待たずに被災地外の地方公共団体に対して派遣に向けた調整を開始することを検討する。このため、文部科学省においては、災害規模や状況に応じた対応方法を整理しておくことが想定される。調整に当たっては、(2)で述べた被災地のニーズ等の情報を直接共有できるネットワークの活用が考えられる。

また、各都道府県教育委員会においては、平時から発災時に文部科学省や関係団体からの SC の派遣要請に対応できるよう体制を整えるとともに、SC が被災都道府県において円滑な活動ができるよう環境を整備することが重要となる。関係団体においては、既にその構成する都道府県団体との間で連携体制が構築されていることから、この枠組みを活用していくことも考えられる。

3. 今後の検討方針など

本検討会議において、兵庫県の震災・学校支援チーム（EARTH）との意見交換等も行いながら、7月に、今後の対応に係る論点整理を行った。その後、教職員等を派遣する際の連携が想定される関係団体や兵庫県以外の学校支援チーム設置県等とも意見交換を行い、D-ESTの全体像や、文部科学省として取り組む今後の対応等を検討し、今般「中間まとめ」としてとりまとめた。

今後は2.で記載した取組みを更に具体化するため、引き続き関係機関との意見交換も行いながら、12月中を目途に最終まとめを行う。その際、被災地外から被災地への学校支援チームの派遣に関しては、地方公共団体主体の既存の体制において発揮されている機能を失うことなく、文部科学省との連携体制の整理等がなされるよう、特に十分な検討が必要になる。